

# 令和元年台風第19号により 被災された中小企業の皆様へ

【第3版】  
令和2年2月17日現在

被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して、  
事業継続、再開に向けた各種支援策をご案内します。

## 災害復旧支援補助金 一埼玉県一

申請期間： 令和2年2月14日(金) ~ 令和2年6月30日(火)

補助対象期間： 台風19号の被害を受けた日 ~ 令和2年12月25日(金)まで

### 制度概要

事業の再建を支援するため、被災施設の復旧に要する経費の一部を  
助成します。

### 対象者

#### 中小企業基本法第2条第1 項における会社及び個人

(みなし大企業、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、学校法人、有限責任事業組合は除く)

### 条件等

- 補助率：対象経費の3/4以内
- 上限額：5,000万円
- 対象：施設の修繕、機械設備の購入・修繕、設備の廃棄費用、什器備品費等

※保険金などによる補償は控除する。  
※申請の際には、復旧の前後が確認できる写真などの資料や罹災証明書等が必要となりますのでご準備をお願いします。

### お問い合わせ先

川口商工会議所  
鳩ヶ谷商工会

電話：048-228-2220 受付時間：平日9時～17時30分  
電話：048-281-5555 受付時間：平日8時30分～17時15分

※内容は変更になる可能性があります。



# 中小企業制度融資（災害緊急）－埼玉県－

## 制度概要

被災によって生じた被害の復旧や、被災に起因して売上が減少している（見込み含む）場合に必要な運転・設備資金を融資します。

資金名	経営安定資金（災害復旧関連・台風19号特例）		経営あんしん資金（台風19号特例）
	大臣指定等貸付		
	（セーフティネット4号要件）	（激甚災害要件）	
対象者	台風19号による影響を受けており（間接被害含む）、市内で1年以上同一事業を営み、セーフティネット保証4号認定（※1）を受けている中小企業者等	県内に事業所を有し、罹災証明を受けている中小企業者等	県内で1年以上同一企業を営み、最近3ヶ月の売上や利益率が前年同期と比較して減少（見込みを含む）している中小企業者等
メニュー独自の必要書類	セーフティネット4号保証認定書 認定申請期限 ~令和2年5月11日 受付場所 川口市経営支援課	罹災証明書	県要綱様式22号（受付機関による認定）
貸付限度額	大臣指定、知事指定 合計 運転資金 1億円 設備資金 1億円 総額 2億円		運転資金 1億円
融資利率	年1.0%以内	年1.1%以内	年1.3%以内

※別途信用保証料がかかります。



※1 台風19号に起因して最近1ヶ月の売上等が前年同月比20%以上減少し、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上等が前年同期比20%以上減少することが見込まれること。

## お問い合わせ先

川口商工会議所 電話:048-228-2220 受付時間:平日9時～17時30分  
鳩ヶ谷商工会 電話:048-281-5555 受付時間:平日8時30分～17時15分

# 災害復旧貸付－日本政策金融公庫－

## 制度概要

被災によって生じた被害を復旧するために必要な運転資金・設備資金を融資します。

### 対象者

令和元年度台風19号による災害により直接の被害を受けた事業者

### 融資利率

● 1.11～1.30%（貸付期間による）  
※ただし、埼玉県内の事業所または主要な事業用資産について全壊、半壊の被害を受けた旨の被害証明書の発行を受けた方には1,000万円まで当初3年間は「貸付期間に応じた基準金利-0.9%」を適用

### 貸付限度額

1億5,000万円

## お問い合わせ先

日本政策金融公庫 浦和支店  
電話:048-822-7171（受付時間:平日9時～17時）



発行元:川口市 経済部 経営支援課  
川口市青木2-1-1(本庁舎4階) 電話:048-258-1647